

京都市教育長告示第2号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所し、及び情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)の開所時間を臨時に変更します。

令和元年7月4日

京都市教育長 在田正秀

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
令和元年8月9日(金)、同月13日(火)、同月14日(水)、同月16日(金)及び同年12月27日(金)	午前9時から午後5時15分まで

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所する日

臨時に休所する日	休所する日
	令和元年7月27日(土)、同年8月3日(土)、同月10日(土)、同月17日(土)及び令和2年3月21日(土)

3 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)の開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
令和元年 8月5日(月) 9月2日(月) 10月7日(月) 12月2日(月)	午前9時から午後5時15分まで
令和2年 1月6日(月) 2月3日(月) 3月2日(月)	

(総合教育センター研修課)